

○国土交通省告示第二百一十一号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第一条 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「第二次検定に限る。」を加え、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件の一部改正）

第二条 浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成三十一年国土交通省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「第二次検定に限る。」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。